

国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院協議会規程

〔平成 27 年 3 月 24 日〕
〔大学院国際日本学研究院規則第 3 号〕

改正 平成 28 年 2 月 17 日大学院国際日本学研究院規則第 1 号
令和 4 年 11 月 24 日大学院国際日本学研究院規則第 3 号

(設置)

第 1 条 本学大学院国際日本学研究院（以下「研究院」という。）に、研究院教授会が必要と定めるものを審議し、研究院の円滑な運営を図るため、研究院協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究院長
- (2) 副研究院長 2 名
- (3) 研究院長の指名する者

(委員の任期)

第 3 条 前条第 3 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第 4 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究院の研究に関する事項
- (2) 研究院の人事に関する事項
- (3) 研究院に係る点検・評価に関する事項
- (4) その他研究院に関する事項

(議長)

第 5 条 協議会は、副研究院長が招集し、その議長となる。

2 議長に事故あるときは、研究院長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

- (1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成 16 年規則第 128 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する出張中の者
- (2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成 16 年規則第 52 号）第 40 条第 2 項に定める研修中の者又は同条第 5 項に規定する特別研修中の者
- (3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成 16 年規則第 53 号）第 23 条に規定する病気休暇又は第 24 条に規定する特別休暇の承認を受けている者
- (4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程（平成 16 年規則第 56 号）

第21条に規定する休職の承認を受けている者

3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会等)

第7条 協議会に、必要に応じて専門部会又はワーキング・グループを置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程により最初に選出される第2条第3号の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、令和4年11月24日から施行し、第8条については、平成31年4月1日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学大学院国際日本学研究院点検・評価専門部会要項（平成27年大学院国際日本学研究院規則第4号）は廃止する。